

令和8年度 天草市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者就労施設等からの物品等調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

市の全ての機関が発注する物品等の調達に関して適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本調達方針で優先的に調達することとする障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所は以下①から③までの要件を全て満たすものとする

 - ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

- (5) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等の例については、次のとおりとする。

- (1) 事務用品、書籍、食料品、飲料品、小物雑貨、その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 印刷、クリーニング、清掃、施設管理、情報処理、テープ起こし、電子化作業、その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するに当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策との調和を図りながら、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 年度毎に、前年度の調達実績等を勘案し、調達目標を設定する。
- (3) 各課が調達を円滑に進めることができるよう、障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課に提供する。
- (4) 物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約を併せて活用することで、可能な限り優先発注を行う。
- (5) 物品等調達のほか、市庁舎内（本庁）での福祉施設製品販売会や市及び市の関係団体等が主催するイベント等における販売スペースの確保など、販売機会の創設及び広く市民等への周知を図る。

6 調達の目標

令和8年度における目標は次のとおりとする。

目標額 29,630千円以上

7 調達の方針及び調達実績の公表

- (1) 方針の策定又は見直しを行ったときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。